



鳥取県公報

平成 28 年 4 月 26 日 (火)
第 8 7 9 4 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	特定非営利活動法人法による仮認定の失効 (325) (参画協働課) 2
	生活保護法による医療機関の指定 (326) (福祉監査指導課) 2
	指定障害児通所支援事業者の指定 (327) (東部福祉保健事務所) 2
	特定計量器の定期検査の実施 (328) (くらしの安心推進課) 2
	大規模小売店舗の新設の届出 (329) (企業支援課) 3
	物品売払代金の徴収事務の委託 (330) (農業大学校) 4
	土地改良区の定款の変更の認可 (331) (農地・水保全課) 5
	物品売払代金の徴収事務の委託 (332) (生産振興課) 5
	土地改良区の清算人の退任 (333) (中部総合事務所農林局) 5
◇ 教委告示	定例教育委員会の招集 (7) (教育総務課) 5
	鳥取県指定保護文化財の指定 (8) (文化財課) 6
	鳥取県指定無形文化財の指定等 (9) (〃) 6
	記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財の選択 (10) (〃) 6
	鳥取県指定名勝の指定 (11) (〃) 7
◇ 議会告示	鳥取県議会情報公開条例の運用状況 (4) (議事・法務政策課) 7
	鳥取県議会情報公開条例施行規程の一部改正 (5) (〃) 7
◇ 公 告	平成28年度鳥取県職員採用試験 (大学卒業程度) の実施 (人事委員会事務局任用課) . . . 7
	警備業法に基づく検定の実施 (2 件) (警察本部生活安全企画課) 11
◇ 調達公告	随意契約の相手方の決定 (警察本部会計課) 14

告 示

鳥取県告示第325号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第61条の規定により、仮認定特定非営利活動法人の仮認定が効力を失ったので、同法第62条において準用する同法第57条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成28年4月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 仮認定特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人鳥取県自閉症協会
- 2 代表者の職名及び氏名
理事長 乾 和子
- 3 主たる事務所及びその他の事務所の所在地
鳥取市瓦町601
- 4 失効の理由
特定非営利活動促進法第44条第1項に規定する認定を受けたため
- 5 仮認定の失効年月日
平成27年12月1日

鳥取県告示第326号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療機関を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成28年4月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	指定年月日
アイプラス薬局 ほんどおり店	米子市紺屋町58-2	平成28年4月1日
あい・あだちデンタルクリニック	境港市上道町1855-3	〃

鳥取県告示第327号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の24の規定により次のとおり告示する。

平成28年4月26日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	支援の種類
株式会社つむぎ	鳥取市行徳一丁目312	つむぎ	鳥取市行徳一丁目312	平成28年4月18日	児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援

鳥取県告示第328号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定に該当する特定計量器以外の特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成28年 4 月 26 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

実施区域	実施期日	実施時間	実施場所
米子市	平成28年 6 月 10 日 (金)	午前10時から 正午まで	米子市淀江町淀江796 米子市淀江公民館
〃	〃	午後 1 時から 午後 3 時まで	〃
〃	平成28年 6 月 14 日 (火)	午前10時から 正午まで	米子市大篠津町1619- 1 米子市大篠津公民館
〃	〃	午後 1 時から 午後 3 時まで	〃
〃	平成28年 6 月 17 日 (金)	午前10時から 正午まで	米子市榎原1356- 1 米子市尚徳公民館
〃	〃	午後 1 時から 午後 3 時まで	米子市蚊屋291- 1 米子市巖公民館
〃	平成28年 6 月 21 日 (火)	午前10時から 正午まで	米子市和田町1829- 1 米子市和田公民館
〃	〃	午後 1 時から 午後 3 時まで	〃
〃	平成28年 6 月 23 日 (木)	午前10時から 正午まで	米子市彦名町2850- 2 米子市彦名公民館
〃	〃	午後 1 時から 午後 3 時まで	〃
〃	平成28年 6 月 27 日 (月)	午前10時から 正午まで	米子市富益町788 米子市富益公民館
〃	〃	午後 1 時から 午後 3 時まで	〃

鳥取県告示第329号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

平成28年 4 月 26 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ダイレックス伯耆店 西伯郡伯耆町大殿字北龍光田950ほか
- 大規模小売店舗を新設する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
大和情報サービス株式会社 代表取締役 藤田 勝幸
東京都台東区上野七丁目14- 4
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
ダイレックス株式会社 代表取締役 貞方 宏司 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930
- 大規模小売店舗の新設をする日
平成28年12月15日
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,711平方メートル
- 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の位置及び収容台数
 - ア 位置 9の書類に記載のとおり
 - イ 収容台数 92台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
 - ア 位置 9の書類に記載のとおり
 - イ 収容台数 24台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
 - ア 位置 9の書類に記載のとおり
 - イ 面積 100平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - ア 位置 9の書類に記載のとおり
 - イ 容量 23.21立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後10時30分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - ア 出入口の数 2か所
 - イ 位置 9の書類に記載のとおり
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
終日
- 8 届出年月日
平成28年4月14日
- 9 縦覧に供する書類
届出書及びその添付書類
- 10 縦覧に供する期間
平成28年4月26日から4月間
- 11 縦覧に供する場所
鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県西部総合事務所地域振興局及び伯耆町企画課
- 12 意見書の提出
大規模小売店舗の新設に関し意見を有する者は、10の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第330号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、農業大学校における生産品及び牛の物品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成28年4月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委託の相手
 - (1) 生産品
 - 鳥取中央農業協同組合
 - せきがね犬狹観光株式会社
 - 地方卸売市場倉吉青果株式会社
 - 大山乳業農業協同組合
 - (2) 牛

J A 全農ミートフーズ株式会社西日本営業本部

2 委託期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

鳥取県告示第331号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、大山町名和土地改良区の定款の変更を平成28年4月20日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成28年4月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第332号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館における県刊行物の販売代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成28年4月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委託の相手

一般財団法人鳥取県観光事業団

2 委託期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

鳥取県告示第333号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定に基づき、次のとおり清算法人宇野山土地改良区から清算人が退任した旨の届出があったので、同法第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により告示する。

平成28年4月26日

鳥取県中部総合事務所長 西 山 信 一

退任した清算人の氏名及び住所

中 村 祐 一	東伯郡湯梨浜町大字宇野1604
中 嶋 正 敏	東伯郡湯梨浜町大字宇野1613
浜 崎 正 美	東伯郡湯梨浜町大字宇野773
米 沢 正 美	東伯郡湯梨浜町大字宇野788－3
本 田 忠 義	東伯郡湯梨浜町大字宇野841
本 田 孝 義	東伯郡湯梨浜町大字宇野846－1
中 川 勝	東伯郡湯梨浜町大字宇野1542
松 村 基 嗣	東伯郡湯梨浜町大字宇野1559
本 田 幸 夫	東伯郡湯梨浜町大字宇野1589
竹 中 英 巳	東伯郡湯梨浜町大字宇野1635

平成28年4月12日退任

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第7号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成28年4月26日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

- 1 日時 平成28年4月27日（水）午前10時
- 2 場所 鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁教育委員会教育委員室
- 3 議題
 - (1) 鳥取県就学支援委員会委員の任命について
 - (2) その他

鳥取県教育委員会告示第8号

鳥取県文化財保護条例（昭和34年鳥取県条例第50号）第4条第1項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定保護文化財の指定をしたので、同条第3項の規定により告示する。

平成28年4月26日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

考古資料の部

名称	員数	所在の場所
不入岡遺跡古墳時代竪穴住居出土遺物一括		倉吉市仲ノ町3445-8 倉吉博物館
土器	37点	
鉄器	2点	
石器	2点	

古文書の部

名称	員数	所在の場所
光徳寺文書	10点	琴浦町公文

絵画の部

名称	員数	所在の場所
五百羅漢図	100幅	倉吉市和田

鳥取県教育委員会告示第9号

鳥取県文化財保護条例（昭和34年鳥取県条例第50号）第19条第1項の規定に基づき、次の表の左欄に掲げる無形文化財を鳥取県指定無形文化財に指定し、同条第2項の規定に基づき、同表の右欄に掲げるものを当該鳥取県指定無形文化財の保持者として認定したので、同条第3項の規定により告示する。

平成28年4月26日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

無形文化財 の名称	無形文化財の保持者		
	氏名	住所	特徴
革工芸	本池 秀夫	米子市大篠津	1 革という素材の肌の質感や造形の可能性を広げつつ制作され、細部にまでこだわり独創のリアリズムを追求する。 2 革製品の制作に裏付けられた高い技術による人形などの作品は、芸術上も非常に価値が高い。

鳥取県教育委員会告示第10号

鳥取県文化財保護条例（昭和34年鳥取県条例第50号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財（風俗習慣）の選択をしたので、告示する。

平成28年4月26日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

風俗習慣の部

名称	所在の場所
竹内町のオコニヤ	境港市

鳥取県教育委員会告示第11号

鳥取県文化財保護条例（昭和34年鳥取県条例第50号）第30条第1項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定名勝の指定をしたので、同条第2項において準用する同条例第4条第3項の規定により告示する。

平成28年4月26日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

名勝の部

名称	所在地又は地域
西方寺庭園	若桜町若桜のうち実測1,162平方メートル

議 会 告 示

鳥取県議会告示第4号

鳥取県議会議情公開条例（平成12年鳥取県条例第59号）第32条の規定により、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間の同条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成28年4月26日

鳥取県議会議長 斉 木 正 一

1 公文書開示請求の件数及び処理状況

件 数	処 理 状 況						
	全部開示	一部開示	非開示	開示請求拒否	不存在	取下げ	処理中
7件	1件	5件					1件

2 異議申立ての件数及び処理状況

該当なし

鳥取県議会告示第5号

鳥取県議会議情公開条例施行規程（平成13年鳥取県議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

平成 28 年 4 月 26 日

鳥取県議会議長 斉 木 正 一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表（第8条関係） 略 備考 略	別表（第7条関係） 略 備考 略

附 則

この告示は、平成28年4月26日から施行する。

公 告

職員の任用に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号）第17条第1項の規定に基づき、平成29年度に採用する鳥取県職員の採用試験の実施について、次のとおり公告する。

平成28年 4 月26日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

- 1 試験の名称
平成28年度鳥取県職員採用試験（大学卒業程度）
- 2 試験の種類及び採用予定者数

試験の種類		採用予定者数
事 務	一般コース	22名程度
	環境コース	1名程度
	総合分野コース	12名程度
社会福祉	福祉コース	2名程度
	心理コース	2名程度
総合化学	一般コース	1名程度
	食品化学コース	1名程度
薬 剤 師	公衆衛生コース	1名程度
保 健 師		4名程度
農 業		6名程度
林 業		6名程度
土 木		7名程度
獣 医 師		6名程度
畜 産		1名程度
水 産		4名程度
建 築		1名程度
機 械		2名程度

(注) 採用予定者数については、今後の欠員等の状況により変更する場合がある。また、試験の結果によっては第1次試験合格者及び採用候補者が不在の場合がある。

- 3 対象となる職
知事の事務部局、教育委員会の事務部局等に勤務する行政職給料表1級相当程度の職員の職
- 4 給与

この試験に合格し、採用された者には、原則として給料月額181,300円のほか諸手当が支給される。ただし、採用までに給与改定があった場合はそれによる。

- 5 受験資格
受験資格は、次のとおりとする。ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員になることができない者は、受験することができない。

- (1) 年齢要件等は、次のとおりであること。
 - ア 薬剤師（公衆衛生コース）及び保健師 昭和56年4月2日以降に生まれた者
 - イ 獣医師 昭和41年4月2日以降に生まれた者
 - ウ ア及びイに掲げる職以外のもの
 - (ア) 昭和56年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた者
 - (イ) 平成7年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）を卒業したもの若しくは平成29年3月31日までに卒業見込みのもの又は鳥取県人事委員会（以下「人事委員会」という。）がこれらと同等の資格があると認めるもの
- (2) 次の表の左欄に掲げる試験にあっては、同表の右欄に掲げる資格を有すること。

試験の種類	必要な資格
社会福祉	社会福祉法（昭和26年法律第45号）第19条第1項各号に規定する社会福祉主事と

(福祉コース) (心理コース)	しての任用資格を有する者又は平成29年3月31日までに取得する見込みの者であること。
総合化学 (食品化学コース)	食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第9条第1項第1号に規定する厚生労働大臣の登録を受けた食品衛生監視員の養成施設において、所定の課程を修了した者又は平成29年3月31日までに所定の課程を修了する見込みの者であること。
薬剤師 (公衆衛生コース)	薬剤師法(昭和35年法律第146号)第2条の規定により薬剤師の免許を受けた者又は平成29年4月30日までに受ける見込みの者であること。ただし、第101回(平成28年)以前の薬剤師国家試験の合格者については、平成29年3月31日までにこの免許を取得する見込みの者であること。
保健師	保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第7条第1項の規定により保健師に係る免許を受けた者又は平成29年3月31日までに行われる国家試験により当該免許を取得する見込みの者であること。
獣医師	獣医師法(昭和24年法律第186号)第3条の規定により獣医師の免許を受けた者又は平成29年4月1日までに受ける見込みの者であること。

(3) 日本国籍を有しない者にあつては、次のいずれかに該当する者又は平成29年3月31日までに該当する見込みの者であること。

ア 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第2の上欄に掲げる永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等又は定住者

イ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)による特別永住者

(注) 日本国籍を有しない職員は、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職以外の職に任用される。

6 第1次試験

(1) 試験種目

ア 事務(総合分野コース)以外

教養試験(多肢選択式)、専門試験(多肢選択式又は記述式)、論文試験及び適性検査

イ 事務(総合分野コース)

教養試験(多肢選択式)、エントリーシート、論文試験及び適性検査

(注) 論文試験の採点及び適性検査の判定は第1次試験合格者に対して実施し、論文試験の評価は第2次試験において行い、適性検査の検査結果は第2次試験の人物試験の参考として使用するものとする。また、エントリーシートは、第2次試験の人物試験の参考資料としても使用する。

(2) 試験期日

平成28年6月26日(日)

(3) 試験会場

鳥取大学共通教育棟 鳥取市湖山町南四丁目101

鳥取大学医学部講義・実習棟 米子市西町86

専修大学神田キャンパス1号館 東京都千代田区神田神保町三丁目8

関西大学千里山キャンパス第2学舎2号館 大阪府吹田市山手町三丁目3-35

7 第2次試験

(1) 試験種目

人物試験(集団討論及び個別面接)

(2) 試験期日

平成28年7月下旬から8月上旬(予定)

(3) 試験会場

鳥取県庁会議室 鳥取市東町一丁目220

8 第 1 次試験合格者及び採用候補者の決定方法

(1) 第 1 次試験合格者

ア 事務（総合分野コース）以外

第 1 次試験の教養試験（多肢選択式）と専門試験（多肢選択式又は記述式）の得点を合計した得点の高い順に決定する。

なお、第 1 次試験の教養試験（多肢選択式）と専門試験（多肢選択式又は記述式）には、それぞれ一定の基準を設け、この基準を満たさない場合は、合計得点にかかわらず不合格とする。

また、論文試験又は適性検査を受験しなかった場合は、不合格とする。

イ 事務（総合分野コース）

第 1 次試験の教養試験（多肢選択式）とエントリーシートの得点を合計した得点の高い順に決定する。

なお、第 1 次試験の教養試験（多肢選択式）には、一定の基準を設け、この基準を満たさない場合は、エントリーシートの採点を行わず、不合格とする。

また、論文試験又は適性検査を受験しなかった場合は、不合格とする。

(2) 採用候補者

第 1 次試験の教養試験（多肢選択式）と専門試験（多肢選択式又は記述式）の得点（事務（総合分野コース）にあつては、エントリーシートの得点）にかかわらず、第 1 次試験において実施する論文試験と第 2 次試験において実施する人物試験（集団討論及び個別面接）の得点を合計した得点の高い順に決定する。

なお、論文試験と人物試験（集団討論及び個別面接）には、それぞれ一定の基準を設け、この基準を満たさない場合は、合計得点にかかわらず不合格とする。

9 第 1 次試験合格者及び採用候補者の発表

(1) 第 1 次試験合格者

平成 28 年 7 月 7 日（木）（予定）にインターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）にその受験番号を掲載して発表するとともに、鳥取県庁本庁舎の 1 階屋内掲示板に掲示する。

なお、第 1 次試験合格者には書面で通知する。

(2) 採用候補者

平成 28 年 8 月中旬（予定）に、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）にその受験番号を掲載して発表するとともに、鳥取県庁本庁舎の 1 階屋内掲示板に掲示する。

なお、採用候補者には書面で通知する。

10 採用の方法

(1) 採用候補者は、人事委員会が作成する採用候補者名簿に成績順に登載される。人事委員会は、任命権者からの提示請求に従って採用候補者を成績順に提示する。任命権者は、欠員等の状況も考慮しながら、提示された者のうちから採用に係る審査を行って採用者を決定する。

(2) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定（採用候補者の発表）の日から原則として 1 年間とする。

なお、採用は、原則として平成 29 年 4 月 1 日の予定であるが、欠員等の状況によってはそれ以前に採用することもある。

11 受験手続

(1) 受験申込書の配布

受験申込書は、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）に掲載するとともに、鳥取県人事委員会事務局、鳥取県庁本庁舎受付、東部庁舎 1 階、八頭庁舎別館 1 階、中部総合事務所地域振興局、西部総合事務所地域振興局、西部総合事務所日野振興センター日野振興局、東京本部、関西本部及び名古屋代表部において配布する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、次のいずれかの方法により申込みをすること。

なお、申込みができる試験の種類は、1 つに限る。

ア インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）の電子申請の受付サービス

(<http://www.shinsei.pref.tottori.lg.jp/>) を利用して申込みをする方法

イ 所定の受験申込書 1 部に必要事項を記入の上、鳥取県人事委員会事務局に持参、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出する方法

(3) 受付期間及び受付時間

ア インターネットによる申込みの場合

平成28年 5 月 6 日（金）午前 0 時から同月 18 日（水）午後 12 時まで

イ 持参、郵便又は信書便による申込みの場合

(ア) 受付期間

平成28年 5 月 6 日（金）から同月 23 日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）

なお、郵便又は信書便による申込みは、平成28年 5 月 23 日（月）までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り受け付ける。

(イ) 受付時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

12 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問合せは、鳥取県人事委員会事務局（〒680-8570 鳥取市東町一丁目271 電話0857-26-7553 電子メールjinji@pref.tottori.jp）に行うこと。

(2) 受験申込書の請求、受験に関する問合せ等を郵便又は信書便によって行う場合には、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封すること。

(3) 第 1 次試験の合格発表以降の日程は、予定であり、変更される場合があること。

(4) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されるので、参照すること。

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第 1 項の規定に基づき、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第 4 条に規定する検定を次のとおり実施する。

平成28年 4 月 26 日

鳥取県公安委員会委員長 増 谷 立 夫

1 検定に係る警備業務の種別及び級

交通誘導警備業務 1 級

2 実施日時

(1) 学科試験

平成28年 7 月 26 日（火）午前 9 時 30 分から午前 11 時まで

(2) 実技試験

平成28年 8 月 27 日（土）午前 9 時 30 分から午後 5 時まで

3 実施場所

鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部庁舎

4 受検定員

30名

5 検定の内容

(1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 車両等の誘導に関すること。

エ 交通誘導警備業務の管理に関すること。

オ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急

の措置に関すること。

(2) 実技試験

ア 車両等の誘導に関すること。

イ 交通誘導警備業務の管理に関すること。

ウ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

6 受検資格

県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものであって、次のいずれかに該当するものであること。

(1) 交通誘導警備業務について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、交通誘導警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

(2) 鳥取県公安委員会が前号に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

7 検定申請書の受付期間

平成28年6月20日(月)から同月24日(金)までの日の午前8時30分から午後5時15分まで

8 検定申請書の提出先等

次の警察署に提出すること(持参以外の方法による検定申請書の提出は、認めない。)

なお、検定申請の受付は、先着順とし、受検定員に達した場合は受付期間の途中であっても締め切る。

(1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署

(2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署

9 検定申請書の提出部数等

検定申請書は1通とし、次に掲げる書類を添付すること。

(1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面

(2) 県外に住所を有する警備員で、その者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所に属することを疎明する書面

(3) 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 2葉

(4) 6の(1)に該当する者は、そのことを疎明する書面

(5) 6の(2)に該当する者は、1級検定受検資格認定書の写し

10 検定手数料及び納付方法

検定手数料は、14,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

11 その他

(1) 実技試験は、学科試験合格者に対してのみ実施する。

(2) 受検者は、筆記用具を持参すること。

(3) この検定についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話0857-23-0110(代))にすること。

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条第1項の規定に基づき、警備員等の検定等に関する規則(平成17年国公安委員会規則第20号)第4条に規定する検定を次のとおり実施する。

平成28年4月26日

鳥取県公安委員会委員長 増 谷 立 夫

1 検定に係る警備業務の種別及び級

交通誘導警備業務 2級

2 実施日時

- (1) 学科試験
平成28年 7 月 26 日（火）午前 9 時 30 分から午前 11 時まで
- (2) 実技試験
平成28年 8 月 28 日（日）午前 9 時 30 分から午後 5 時まで
- 3 実施場所
鳥取市東町一丁目 271 鳥取県警察本部庁舎
- 4 受検定員
30 名
- 5 検定の内容
 - (1) 学科試験
 - ア 警備業務に関する基本的な事項
 - イ 法令に関すること。
 - ウ 車両等の誘導に関すること。
 - エ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
 - (2) 実技試験
 - ア 車両等の誘導に関すること。
 - イ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 6 受検資格
県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものであること。
- 7 検定申請書の受付期間
平成28年 6 月 20 日（月）から同月 24 日（金）までの日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
- 8 検定申請書の提出先等
次の警察署に提出すること（持参以外の方法による検定申請書の提出は、認めない。）。
なお、検定申請の受付は、先着順とし、受検定員に達した場合は受付期間の途中であっても締め切る。
 - (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署
 - (2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署
- 9 検定申請書の提出部数等
検定申請書は 1 通とし、次に掲げる書類を添付すること。
 - (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所を疎明する書面
 - (2) 県外に住所を有する警備員で、その者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所に属することを疎明する書面
 - (3) 写真（申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦 3 センチメートル、横 2.4 センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2 葉
- 10 検定手数料及び納付方法
検定手数料は、14,000 円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。
- 11 その他
 - (1) 実技試験は、学科試験合格者に対してのみ実施する。
 - (2) 受検者は、受検票、筆記用具及び警笛を持参すること。
 - (3) この検定についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話 0857-23-0110（代））にすること。

調 達 公 告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。以下「政令」という。）第 11 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 28 年 4 月 26 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | |
|--------------------|---|
| 1 調 達 件 名 及 び 数 量 | I C カード運転免許証等作成用消耗品の購入 一式 |
| 2 契 約 方 式 | 随意契約 |
| 3 随意契約の相手方を決定した日 | 平成 28 年 4 月 1 日 |
| 4 契約の相手方の名称及び所在地 | 株式会社 D N P アイディーシステム
東京都新宿区新宿四丁目 3 - 17 |
| 5 契 約 金 額 | I C カード運転免許証カード基体一般用 1 箱当たり 468, 000 円
I C カード運転免許証カード基体優良用 1 箱当たり 468, 000 円
I C カード運転免許証カード基体新規用 1 箱当たり 468, 000 円
経歴証明書用カード基体 1 箱当たり 150, 600 円
高速型用インクリボン 1 箱当たり 140, 000 円 |
| 6 随意契約による理由 | 随意契約の相手方から既に調達をした物品等に接続して使用する物品等の調達をするものであり、随意契約の相手方以外の者から調達をすると既に調達をした物品等の使用に著しい支障が生ずるおそれがあるため。（政令第 10 条第 1 項第 2 号） |
| 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県警察本部警務部会計課
鳥取市東町一丁目 271 |